
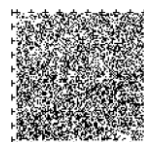
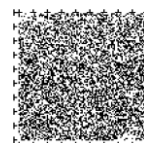


制度名	内容		
地域生活支援事業	訪問入浴	自宅で入浴が困難な重度の障害を有する方に対し、移動入浴車を派遣します。	身体障害1～2級（下肢障害・体幹機能障害）の方で、医師が入浴を認めた方
	※ 障害者総合支援法に伴う同種の事業が優先となります。 （行動援護・同行援護と移動支援、居宅介護と生活サポート）		
	事業	内容及び対象者	対象者
	手話通訳者設置	北名古屋市役所西庁舎1階の社会福祉課に手話通訳者を設置し、障害を有する方とその他の方の意思疎通の仲介を行います。	聴覚、音声機能、言語機能に障害のある方、聴覚、音声機能、言語機能に障害のある方とコミュニケーションが必要な方
	手話通訳者・要約筆記者等派遣	聴覚・音声機能・言語機能の障害を有する方に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 ・派遣申込 派遣日の10日前までに メールアドレス <a href="mailto:commu@city.kitanagoya.lg.jp">commu@city.kitanagoya.lg.jp</a> Fax 24-0003	 (2次元コード：メールアドレス)
	日常生活用具給付等	身体・知的・精神に障害を有する方や難病の方に、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。 <用具の種類> 特殊寝台・入浴補助用具・特殊便器・ストーマ用装具・紙おむつなど ※日常生活用具の種類により、対象者が異なります。 ※用具ごとに、基準額及び耐用年数があります。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は難病の方
更生訓練費給付	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方のうち、福祉サービス等に係る負担上限月額が生じない方に対し、更生訓練費を支給します。 <支給額> ・訓練のための経費（月額） 訓練に従事した日が15日以上の場合、2,100円、15日未満の場合、1,050円 ・通所のための経費（訓練のために施設に通所した日数に日額を乗じて得た額と支給対象者の当該月の実支出額とを比較して少ない方の額とする。） 日額280円	福祉サービス等に係る負担上限月額が生じない方で、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害を有する方	
職親委託制度	生活指導及び技能習得訓練等により、知的に障害を有する方の雇用促進と職場定着を高めるため、事業経営者等を職親として登録し、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。	知的障害を有する方	

制 度 名	内 容		
地域生活支援事業	自動車改造助成	<p>重度の身体障害を有する方が就労等のために改造する場合又は重度の身体障害を有する方を介助する者が、重度の身体障害を有する方の外出を容易にするために自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。</p> <p>&lt;助成額&gt; 90,000円以内 ※一人につき自動車一台分を限度とする</p> <p>&lt;対象者&gt; ・障害者自らが運転する自動車を改造する場合 ①～③のすべてに該当する方 ①本市に居住し、住民票があり身体障害者手帳の障害区分が、上肢、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のある方 ②道路交通法第91条に規定する「免許の条件」を付された方 ③就労・通院・通学等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方又は座席の昇降、移乗、車椅子の固定に要する装置の改造が必要な方 ・障害者と同一世帯の介護者が運転する自動車を改造する場合 ①～②のすべてに該当する方 ①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害がある身体障害者で、その等級が1級又は2級のものであって、在宅で生活する同一世帯の介護者 ②前記の障害者又は同一世帯の介護者が所有し、介護者が運転する自動車で、当該障害者の移動のために座席の昇降、移乗、固定に要する装置の改造が必要な方</p> <p>※再度申請する場合は、前回の申請から5年を経過していることが要件となります。</p>	<p><b>改造前又は購入前に助成の申請</b>が必要です。 ※必要書類 ・重度身体障害者用自動車改造費助成申請書 ・改造の箇所及び経費を明らかにする見積書（改造自動車を購入する場合には、標準仕様の自動車車両価格との差額を明らかにする見積書） ・改造又は購入する自動車を所有する者の自動車運転免許証の写し（本人運転の場合は、運転免許の取得に際し付された条件が確認できるもの） ・所有者が分かるもの（自動車検査証の写し又は購入の場合は契約書等） ・身体障害者手帳</p> <p><b>改造完了後又は購入後に請求の手続き</b>が必要です。 ※必要書類 (1)重度身体障害者用自動車改造費助成請求書 (2)自動車検査証の写し（申請時に提出した自動車検査証に変更がない場合は不要） (3)改造代金の領収書 (4)改造前・後の写真（改造箇所のわかるもの） ※自動車を購入する場合には、改造前の写真は不要 (5)対象者の預金通帳</p>



制 度 名	内 容																																							
地域生活支援事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 235 512 306">事 業</th> <th data-bbox="512 235 1075 306">内容及び対象者</th> <th data-bbox="1075 235 1497 306">手続きに必要なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 306 512 1406" rowspan="14">自動車運転免許取得費助成</td> <td data-bbox="512 306 1075 448">           身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、第1種普通自動車免許の取得する際に要した経費の一部を助成します。         </td> <td data-bbox="1075 306 1497 963" rowspan="14"> <b>自動車運転免許取得後に申請</b>            ・障害者自動車運転免許取得費助成申請書            ・免許取得に要した費用の領収書            (1)入学金            (2)教習料金            (3)検定料            (4)卒業証明書交付手数料            (5)その他自動車運転免許取得のために要した費用のうち市長が認める費用            ・障害者自動車運転免許取得費助成請求書            ・運転免許証の写し            ・対象者の預金通帳            ※<u>自動車運転免許を取得した日から1年以内に申請が必要</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 448 1075 481"> <b>&lt;助成額&gt;</b> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 481 1075 649">           自動車教習所又は改造した普通自動車を備え身体障害者を対象として運転免許取得の指導を行う教習所において、技能を修得し、自動車運転免許取得のために要した経費。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 649 1075 683">           1人1回に限り、90,000円以内         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 683 1075 716"> <b>&lt;対象者&gt;</b> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 716 1075 772"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>等級等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者</td> <td>2～3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害</td> <td>3級(喉頭摘出者に限る)</td> </tr> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td>1～2級</td> </tr> <tr> <td>下肢機能障害</td> <td>1～5級</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> <td>1～3級及び5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1～2級(1上肢のみの場合は除く)</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>内部機能障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>療育手帳A～C判定</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		事 業	内容及び対象者	手続きに必要なもの	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、第1種普通自動車免許の取得する際に要した経費の一部を助成します。	<b>自動車運転免許取得後に申請</b> ・障害者自動車運転免許取得費助成申請書 ・免許取得に要した費用の領収書 (1)入学金 (2)教習料金 (3)検定料 (4)卒業証明書交付手数料 (5)その他自動車運転免許取得のために要した費用のうち市長が認める費用 ・障害者自動車運転免許取得費助成請求書 ・運転免許証の写し ・対象者の預金通帳 ※ <u>自動車運転免許を取得した日から1年以内に申請が必要</u>	<b>&lt;助成額&gt;</b>	自動車教習所又は改造した普通自動車を備え身体障害者を対象として運転免許取得の指導を行う教習所において、技能を修得し、自動車運転免許取得のために要した経費。	1人1回に限り、90,000円以内	<b>&lt;対象者&gt;</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>等級等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者</td> <td>2～3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害</td> <td>3級(喉頭摘出者に限る)</td> </tr> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td>1～2級</td> </tr> <tr> <td>下肢機能障害</td> <td>1～5級</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> <td>1～3級及び5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1～2級(1上肢のみの場合は除く)</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>内部機能障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>療育手帳A～C判定</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級</td> </tr> </tbody> </table>	障害区分	等級等	視覚障害	1～3級	聴覚障害者	2～3級	平衡機能障害	3級	音声機能障害	3級(喉頭摘出者に限る)	上肢機能障害	1～2級	下肢機能障害	1～5級	体幹機能障害	1～3級及び5級	運動機能障害	上肢機能	1～2級(1上肢のみの場合は除く)	移動機能	1～6級	内部機能障害	1級～4級	知的障害	療育手帳A～C判定	精神障害	1級
事 業	内容及び対象者	手続きに必要なもの																																						
自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、第1種普通自動車免許の取得する際に要した経費の一部を助成します。	<b>自動車運転免許取得後に申請</b> ・障害者自動車運転免許取得費助成申請書 ・免許取得に要した費用の領収書 (1)入学金 (2)教習料金 (3)検定料 (4)卒業証明書交付手数料 (5)その他自動車運転免許取得のために要した費用のうち市長が認める費用 ・障害者自動車運転免許取得費助成請求書 ・運転免許証の写し ・対象者の預金通帳 ※ <u>自動車運転免許を取得した日から1年以内に申請が必要</u>																																						
	<b>&lt;助成額&gt;</b>																																							
	自動車教習所又は改造した普通自動車を備え身体障害者を対象として運転免許取得の指導を行う教習所において、技能を修得し、自動車運転免許取得のために要した経費。																																							
	1人1回に限り、90,000円以内																																							
	<b>&lt;対象者&gt;</b>																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>等級等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者</td> <td>2～3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害</td> <td>3級(喉頭摘出者に限る)</td> </tr> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td>1～2級</td> </tr> <tr> <td>下肢機能障害</td> <td>1～5級</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> <td>1～3級及び5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1～2級(1上肢のみの場合は除く)</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>内部機能障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>療育手帳A～C判定</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級</td> </tr> </tbody> </table>		障害区分	等級等	視覚障害		1～3級		聴覚障害者	2～3級	平衡機能障害	3級	音声機能障害	3級(喉頭摘出者に限る)	上肢機能障害	1～2級	下肢機能障害	1～5級	体幹機能障害	1～3級及び5級	運動機能障害	上肢機能	1～2級(1上肢のみの場合は除く)	移動機能	1～6級	内部機能障害	1級～4級	知的障害	療育手帳A～C判定	精神障害	1級									
	障害区分		等級等																																					
	視覚障害		1～3級																																					
	聴覚障害者		2～3級																																					
	平衡機能障害		3級																																					
	音声機能障害		3級(喉頭摘出者に限る)																																					
	上肢機能障害		1～2級																																					
	下肢機能障害		1～5級																																					
	体幹機能障害		1～3級及び5級																																					
運動機能障害	上肢機能	1～2級(1上肢のみの場合は除く)																																						
	移動機能	1～6級																																						
内部機能障害	1級～4級																																							
知的障害	療育手帳A～C判定																																							
精神障害	1級																																							

